



2023年5月11日

各 位



会社名 J C R ファーマ株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 芦田 信
(コード番号 4552 東証プライム市場)
問合せ先 上席執行役員管理本部長 本多 裕
(TEL 0797-32-1995)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役および取締役を兼任しない執行役員または従業員（以下「執行役員等」といい、対象取締役と併せて「対象取締役等」といいます。）に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案について、2023 年 6 月 21 日開催予定の当社株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権発行の目的

当社の取締役および執行役員等に付与する株式報酬型ストックオプションは、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的としております。

2. 新株予約権の発行要項

(1)新株予約権の割当対象者

当社の社外取締役を除く取締役 5 名、および執行役員等 6 名

(2)新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 108,000 株を上限とする。

(3)新株予約権の総数

1,080 個を上限とする。（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 100 株とする）

(4)新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出する公正価額を払込金額とする。なお、当社は新株予約権の割当を受ける当社の取締役および執行役員等に対し、それぞれが受ける新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給するものとし、それぞれの取締役および執行役員等はこの金銭報酬の請求権と、新株予約権の払込金額に係る払込債務を相殺することをもって、当該新株予約権を取得する。なお、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される株式1株当たりの財産の価額（以下「行使価額」という。）は1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

(6)新株予約権の行使期間

割当日から30年間が経過する日まで

(7)新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役においては当社および当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、また、執行役員等においては当社および当社子会社の執行役員等のいずれの地位からも退職した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。ただし、執行役員等が当社および当社子会社の取締役に就任して退職する場合には、当社および当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り権利行使できるものとする。また、執行役員等が解雇・自己都合により退職した場合には権利は失効する。

②新株予約権については、対象取締役等が保有する新株予約権の数の全部につき対象取締役等ごと一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。

③新株予約権者は、2024年6月開催予定の定時株主総会開催の日の前日までに、当社の取締役は当社および当社子会社の取締役の地位を喪失した場合、執行役員等においては退職した場合には、権利行使をすることができない。

④新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。

⑤その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8)新株予約権の取得事由

①当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案および株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなったために新株予約権が行使できなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9)新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り新株予約権者が死亡した日の翌日から1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(10)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(11)その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

3. 株式報酬型ストックオプションによる取締役および執行役員等の報酬の額等について
株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の総額等は、取締役に對しては2億円かつ865個、執行役員等に対しては5,000万円かつ215個を各々上限とする。

以上